

屋外広告物条例における規制地域の指定（案）

1 改正の理由及び内容

伊那市が来年度独自の屋外広告物条例を施行するのに伴い、既に独自条例を施行している駒ケ根市、飯島町を含め、伊那谷の優れた景観を展望できる幹線道路について、路線として調和のとれた屋外広告物の誘導を行い、景観育成を進めるため、屋外広告物施行規則を改正し規制地域の指定を行います。

	規制内容	範囲	対象町村	備考
伊那広域農道 ・箕輪町道 1 号線 ・南箕輪村道 3020 号線 ・南箕輪村道 3134 号線 ・南箕輪村道 2230 号線 ・宮田村道 21 号線	許可地域 (広告物の設置 に許可を要する)	両側各 50m 展望できる範囲	・辰野町 ・箕輪町 ・南箕輪 村 ・宮田村	
伊駒アルプスロード	禁止地域 (原則、広告物の 設置を禁止する)	両側各 100m 展望できる範囲	・宮田村	指定及び施行は 用地買収後（令 和 6 年度以降）

2 根拠

(1) 屋外広告物条例

- 第 4 条第 1 項第 3 号 屋外広告物禁止地域
第 8 条第 1 項第 1 号 屋外広告物許可地域

(2) 屋外広告物条例による規制地域指定のガイドライン

ア 指定方針（第 2）

次のいずれかに該当する道路等及びこれらに接続する地域は、原則として、規制地域の指定を行うものとする。

- 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- 景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路
- 既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間

イ 規制地域の範囲（第 4）

高速自動車国道以外の路線である場合は、当該路線に係る規定の範囲及び種類は次の各号に掲げる事項について検討した上で定めるものとする。

- 当該地域の地理的、景観上の特性
- 当該地域に係る土地利用規制との整合性
- 当該地域の将来的な経済活動と良好な景観育成とのバランス
- 地域指定により違反広告物となる物件の数及び猶予期間中の適正化の見通し
- 地元住民及び市町村による当該地域における景観育成のための活動の状況

3 施行予定期日

令和 4 年 6 月 1 日